

(別紙)

全国若年性認知症支援センター運営事業実施要綱

1 目的

若年性認知症の人は、いわゆる現役世代であることから、就労継続や子育てなどライフステージに応じた多角的な支援が必要である。

各都道府県や指定都市では、若年性認知症支援コーディネーターの配置や相談窓口の設置を行い、若年性認知症の人やその家族からの相談を踏まえ、活用が可能な福祉制度への連絡調整や雇用継続に向けた企業への働きかけ等の支援を行うための体制を進めている。

特に就労継続については、企業の経営者・管理者、産業医、人事担当者等が、本人の状態や希望等に応じた業務の見直しや配置換えなどを行うことでその実現が見込まれることから、これら企業関係者に対し、若年性認知症に関する意識を醸成していくことが重要である。

本事業は、若年性認知症支援コーディネーターや相談窓口の職員等に対して、相談支援を実施することや、若年性認知症の症状、若年性認知症の人やその家族の実態を認識し、本人やその家族、企業等を支援するための施策の知識や相談支援のノウハウを習得するための研修等を実施するとともに、若年性認知症の人を雇用する企業に対して、若年性認知症の普及・啓発を行うなどにより、若年性認知症の人が、その状態に応じて適切な支援を受けられるよう効果的な取組の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は愛知県とする。

ただし、事業の全部又は一部について、本事業を適切に実施できると認められる団体に対する委託又は補助により実施できるものとする。

3 事業内容

- (1) 都道府県等に配置や設置される若年性認知症支援コーディネーターや相談機関から寄せられる個別の相談に応じるとともに、若年性認知症に関連する制度や研究結果、収集した先進自治体の取組等について、定期的に情報提供や研修を実施

するなどにより、支援に資する知識やノウハウの向上を図ること。

- (2) 若年性認知症の人又はその可能性のある人を雇用する全国規模の企業や業界団体等に対して研修や相談支援等を実施し、若年性認知症の普及・啓発を行うこと。
- (3) 若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等からの各種相談に対し、電話相談により応じること。
- (4) 相談内容により、都道府県に配置される若年性認知症支援コーディネーター、市町村に配置される認知症地域支援推進員、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関への連絡調整を行うこと。
- (5) 本事業の利用促進のため、普及啓発を図ること。

4 支援員の配置等

若年性認知症の人の状態やその家族等が抱える悩みや不安を考慮しつつ、若年性認知症支援コーディネーターや相談機関の職員に対する支援の知識やノウハウの習得のための研修の実施、若年性認知症の職員を雇用する又はその可能性のある企業に対する普及・啓発、若年性認知症の人を含む関係機関等からの相談等に総合的に対応するため、本事業の実施主体（委託又は補助により行う場合には受託又は補助を受ける団体。以下同じ。）に支援員を配置する。

なお、支援員には、認知症介護指導者養成研修修了者、精神保健福祉士、障害者就労支援の経験者等若年性認知症の特性に関し知見を有する者又は若年性認知症の人に対するサービスの実務経験を有する者等若年性認知症の人に対し適切な支援を行うことができる者を充てなければならない。

前記のほか若年性認知症の人の支援に関わる様々な分野の認知症専門家及び専門機関との協力体制を構築すること。

5 設備及び名称

- (1) 本事業の実施に当たっては、次の設備を設けること。
 - ・ 企業、若年性認知症支援コーディネーター、若年性認知症の人やその家族等からの相談のための専用の電話設備
 - ・ その他相談を十分に行うために必要な設備
- (2) 相談窓口の名称は、若年性認知症に関する相談窓口であることが明確なものと

すること。

6 その他

- (1) 実施主体の長は、本事業の実施について、企業、若年性認知症支援コーディネーター、若年性認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めることとする。
- (2) 実施主体の長は、本事業により把握した若年性認知症の人に対する先駆的な取り組みや共通するニーズなど、効果的な若年性認知症施策の推進に資する事項について国に報告するとともに、都道府県等の関係機関に情報提供を行うこととする。
- (3) 実施主体の長は、本事業の実施に当たり、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、医療、福祉の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備すること。